



目的達成業務届出書

東経企営第19-162号  
2019年12月9日

総務大臣

高市 早苗 殿

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

いのうえ ふくぞ  
代表取締役社長 井上 祐

日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第四項第一号及び日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第一条の規定に基づき、別紙の業務について届出します。

(別紙)

## 1. 業務の内容

### (1) 概要

東日本電信電話株式会社（以下「当社」という。）の受付窓口・外販時等において、他の電気通信事業者の商品並びに電気通信事業者以外の会社の情報通信関連商品<sup>(注1)</sup>の販売・取次等（以下、「本業務」という。）を実施する。

(注1) 「情報通信関連商品」とは、お客様の情報通信利用環境の向上に資する、ルータ・サーバ等の情報通信機器及び情報端末、アプリケーション・ソフトウェア、左記商品および情報通信サービスに関する技術サポート等をいう。以下同じ。

なお、本業務に関しては、平成7年7月1日付と平成11年7月1日付で認可を受けた業務内容を統合、拡充等し、改めて当該業務内容を届け出るものである。

### (2) 業務の類型

- ①他の電気通信事業者の商品並びに電気通信事業者以外の会社の情報通信関連商品の販売・取次
- ②他の電気通信事業者の商品並びに電気通信事業者以外の会社の情報通信関連商品に係る各種問い合わせ対応・アフターフォロー

### (3) 主な業務の実施方法

#### ①販売・取次

お客様の要望に応じた商品の説明・提案、申込受付、申込書作成、委託者<sup>(注2)</sup>への申込書の送付等

(注2) 「委託者」とは、当社に業務を委託する他の電気通信事業者、電気通信事業者以外の会社をいう。以下同じ。

#### ②問い合わせ対応・アフターフォロー

お客様から寄せられる委託者の商品に係る各種お問い合わせ・要望・苦情の受付・回答、委託者へのお客様対応状況報告、必要に応じたお客様対応の引継ぎの実施

### (4) 契約関係

本届出を踏まえた受委託契約を締結する。

## 2. 業務の開始の日

2019年12月16日（予定）

## 3. 業務の収支の見込み

（前提条件）

- ① 収入は、本業務の件数見込みに、手数料を乗じて算出した。
- ② 支出は、本業務の件数見込みに、業務実施にかかる所要経費を乗じて算出した。
- ③ 2019年度は4カ月分として算出した。

## 4. 業務を営む理由

地域の中小企業や自治体等のお客様のニーズは、ＩＣＴで様々な経営課題や社会課題を解決することであり、それが実現可能なトータルソリューションの提供を当社に期待されている。

お客様のＩＣＴ環境は、モバイルは当然のこと、様々なデバイスやクラウド上で展開されるアプリケーション、ソフトウェア等を組み合わせた多様なシステムとなっており、お客様自身も多様化・複雑化する自社システムの構築・運用・保守等についてワンストップで任せたいというニーズが顕在化している。

当社がそうしたお客様からのニーズにお応えしていくためには、モバイルを含めたトータルでのソリューション提供が必須であり、当社は、本業務の実施を通じて、地域の活性化や地方創生に貢献していく考えである。

当社は、事業所窓口・外販時等における他の電気通信事業者の商品及び電気通信事業者以外の会社の情報通信関連商品の販売・取次業務について、従来から目的達成業務（平成11年7月1日付認可）として実施してきたところであり、また、株式会社ＮＴＴドコモの商品に関しても、事業所窓口における販売・取次業務について目的達成業務（平成7年7月1日付認可）として認可を受領している。

本届出書は、上述のＩＣＴ環境の変化によって生じているお客様の様々なニーズに対応する観点から、上記2つの目的達成業務を新たな目的達成業務として統合し、お客様の利便性向上を図ることを目的としている。

本業務の実施にあたっては、特定の事業者についてのみ優先的又は不利な取扱いをすることのないよう、同種の販売・取次業務を実施している商品・サービスについて同一の条件<sup>(注3)</sup>にて取扱うこととする。

(注3)『同一の条件』については、平成11年7月1日付認可の目的達成業務と同様、収支が相償わない場合や、自社商品と競合する場合を除き、他社に対して、次の『1 対価算定の考え方』を一律に採用するとともに、他社から同種の商品の販売・取次業務を受託することとなった場合には、次の『2 同種の商品の販売・取次業務を受託した場合の取り扱い方法』により本業務を実施していくことをいう。

## 1 対価算定の考え方

### (1) 販売・取次

#### ①手数料

手数料は、1件あたりの手数料単金に、販売・取次件数を乗じて算定する額とする。

$$\text{手数料} = \text{手数料単金} \times \text{販売・取次件数}$$

#### ②手数料単金

この場合、委託者の提示する手数料単金が、次の条件を満たしていれば受託する。

$$\text{手数料単金} \geq \text{社員 } 1 \text{ 人 } 1 \text{ 分あたりの作業単金} \times \text{当該受託商品の販売・取次に係る稼働時分}$$

### (2) 問合せ対応・アフターフォロー

#### ①手数料

手数料は、1件あたりの受付又は訪問に係る手数料単金に、受付・訪問件数を乗じて算定する額とする。

$$\text{手数料} = \text{手数料単金} \times \text{受付・訪問件数}$$

#### ②手数料単金

この場合、委託者の提示する手数料単金が、次の条件を満たしていれば受託する。

$$\text{手数料単金} \geq \text{社員 } 1 \text{ 人 } 1 \text{ 分あたりの作業単金} \times \frac{1 \text{ 受付又は } 1 \text{ 訪問あたりの受託商品に係る問合せ対応・アフターフォロー稼働時分}}{\text{受付又は訪問件数}}$$

※「社員1人1分あたりの作業単金」は、接続約款に規定している他事業者との取引に使用している作業単金をベースとした他事業者に共通の単金とする。

## 2 同種の商品の販売・取次業務を受託した場合の取り扱い方法

複数の委託者から同種の商品の販売・取次業務を受託することとなった場合には、各委託者の商品を公平に取り扱う。具体的には、お客様から提供会社名・商品名を指定しない申込を受けた際には、受託している商品の中からお客様の要望に合う商品を並列的に説明・提案を行う。

## 5. 公平性の担保について

公平性の担保に向け、以下の取り組みを実施する。

- ・本事業の実施に際しては、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモから受託する際の条件との同一性を確保するため講じた措置の内容を報告する。
- ・委託者に変動があった場合には、遅滞なく、その変動があった委託者名及び販売・取次等を行う商品を報告する。また、年1回、委託者の販売・取次等を行う商品を報告する。
- ・電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）別表第二様式第17附帯事業損益明細表の目的達成業務の内訳として、本目的達成業務を再掲する。
- ・モバイル事業者の商品の販売・取次等については、年1回、委託者ごと及び商品ごとの販売・取次件数について報告を実施する。
- ・上記の他、公正競争を確保する観点等から、総務省が必要であると認める場合には、別途委託者ごと及び商品ごとの販売・取次件数の報告を実施する。

以上